

平成25年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 商工農水部商業勤労課
- 4 監査実施期間 平成25年11月21日から平成26年2月4日まで
- 5 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【商業勤労課】

<p>1（1）事務手続きについて イ 行政財産使用許可申請書の申請日が従前の許可条件として付されていた更新申請する期日（使用を許可された期間の満了1箇月前まで）を過ぎていた。期日前までに申請書を提出させること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月31日 行政財産の目的外使用を許可している団体に直ちに連絡を取り、平成26年度分の行政財産使用許可については、使用を許可された期間の満了1箇月前までに行政財産使用許可申請書を提出させた。</p>
<p>1（2）行政財産使用許可について ウ 行政財産使用許可書に「関係法令の遵守」の条文が入っていなかった。平成23年7月5日付け管財課長通知に基づき使用の許可を受けた者に対しても使用の許可を受けた物件を使用して行う業務に関する関連法の遵守と許認可等の取得の責務を定めた条文を追加すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月31日 指摘による事項については、直ちに修正し、平成26年度分の行政財産使用許可書については、「関係法令の遵守」の条文を入れた。</p>
<p>3（2）使用状況の実査の記録について 実査は行われていたが、記録が文書にして残されていなかった。文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月31日 指摘以降に実施した実査の記録を作成した。今後も引き続き実査を実施し、記録を文書にして残していく。</p>